

民有地緑化の推進について （資料 3-2）

1 実施状況

誰もが住みたくなる、住んでよかったと思われるような、緑と花につつまれたまちづくりをめざし、暮らしや働く場に潤いのある快適な環境を確保していくためには、民有地の緑化を推進し、まちのなかに新たな緑を増やしていくことが求められます。

民有地緑化を推進するための主な事業の概要と実施状況

事業等	概 要	実施状況	
		R 5	R 6.11
(1) 工場等緑化協定	・市と工場や事業所が緑化に関する協定を締結（R6 時点：協定件数 55 件、緑化面積 15.75ha） ・敷地面積の 10% ・法的義務無し ・指導要領無し	<u>協定件数</u> 0 件 <u>緑化面積</u> 0ha	<u>協定件数</u> 0 件 <u>緑化面積</u> 0ha
(2) 共同住宅緑化指導	・敷地面積 300 ㎡以上の共同住宅建築確認申請時に協議、指導 ・敷地面積の 10% ・法的義務無し	<u>指導件数</u> 17 件 <u>緑化面積</u> 0.19ha	<u>指導件数</u> 14 件 <u>緑化面積</u> 0.08ha
(3) 建築物等緑化補助 	・屋上、壁面、空地、駐車場、生垣の緑化費用の一部を補助 ・空地緑化は、緑化面積 50 ㎡以上が補助対象 ・1/2 補助、上限 500 万円～50 万円（市） ・県の「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」補助金（補助率 10/10）を活用	<u>補助件数</u> 3 件 <u>補助金額</u> 5,370 千円 <u>緑化面積</u> 0.14ha	<u>補助件数</u> 6 件 <u>補助金額</u> 3,655 千円 <u>緑化面積</u> 0.05ha
(4) 生垣等緑化補助 	・生垣等設置及びブロック塀取り壊し費用の一部を補助 ・1/2 補助、上限 6 万円 ・延長 2 m 以上の生垣だけでなく、連続性のある樹木を 4 本以上植栽する場合や、安全安心なまちづくりのために、ブロック塀を取り壊して生垣等を設置する場合も補助対象となる	<u>補助件数</u> 2 件 <u>補助金額</u> 78 千円 <u>緑化延長</u> 26m	<u>補助件数</u> 16 件 <u>補助金額</u> 567 千円 <u>緑化延長</u> 191m

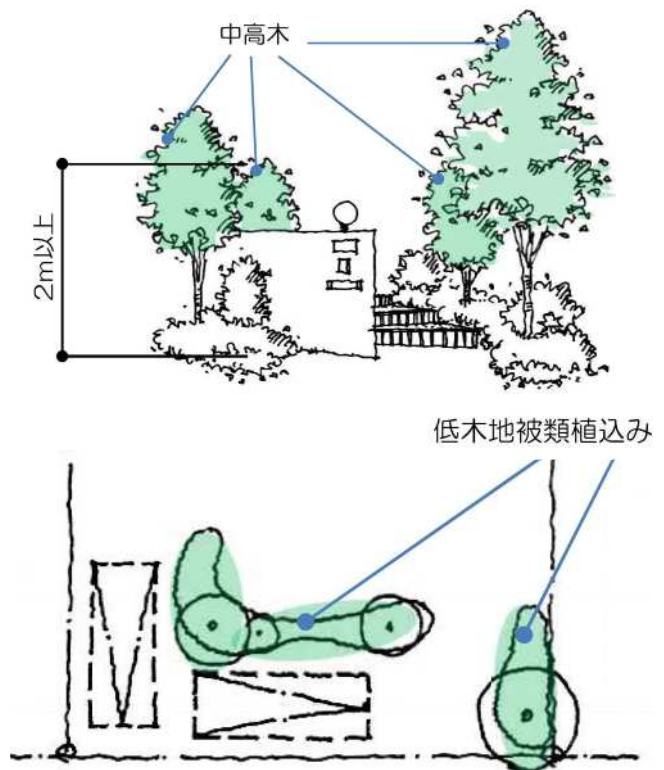
2 今後の課題

緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、より多くの市民や開発業者、事業所等の皆さんに、民有地緑化の推進に協力していただけるように、緑化の重要性やメリットを広く周知するとともに、補助金を活用した緑化の斡旋や指導等を行っていく必要があります。

(参考) 街並みガイドラインについて

市内の民間開発による住宅地では、景観の連続性や統一性のある美しい街並みや緑豊かな住宅地を形成することで、潤いのある生活環境を確保し、地域の価値を高めることを目指して、住宅メーカー各社が自主的に「街並みガイドライン」を策定して、全ての宅地に、道路沿いへの生垣の設置や、シンボルツリーを含め高木3本、低木1㎡の植栽をすること等を分譲の条件としている事例があり、建築物等緑化補助金や生垣等緑化補助金の活用も含め、緑豊かな街並みが形成されつつあります。

今後は、民間開発や土地区画整理事業による一定規模以上の住宅地が開発される際には、事業者と協議しながら、その地域にあった民有地緑化を推進するための施策について検討してまいります。



生垣やシンボルツリーの植栽により緑豊かな住宅地の形成が進む地区の事例写真